

## 「商品分類に関する指針(理事会決議)案」に対する意見と回答

項目	ご意見	回答
<b>I. 目論見書等の表紙へ記載する商品分類</b>		
1. 単位型・追加型投信の区分	現在の分類にある「限定追加型」は、新しい分類が不明確であるため、注釈を付けていただきたい。	限定追加型については、設定後一定期間しか購入できないもの、分配金再投資分のみ買付けが可能なものなど種々なものが含まれることから目論見書の中面で説明することが適当であると考えます。
3. 投資対象資産による区分	(5)「資産複合」という区分を馴染みのある「バランス」という言葉に置き換える。	一般投資家から見た場合に何をバランスしているのかが分りにくいという指摘があり、「資産複合」という名称に改めました。
FOFの追加	原案の1～4に、Ⅲ. 商品の属性区分 5. 投資形態による属性にある「ファンド・オブ・ファンズ」を加えることを提案いたします。その場合、現在の「ファンド・オブ・ファンズ」の定義(主として投資信託証券に投資するもの。)に次のただし書きを加え、定義を変更していただく必要があります。但し書き→ただし、リート(不動産投信)のみに投資するものは除く。	今回の改正の趣旨は収益が何によって影響を受けるかを投資者・受益者にご理解いただくことを目的に、表紙については努めてシンプルに記載するよう項目を厳選しています。 なお、不動産投信(リート)については、「3. 投資対象資産による属性区分」で明示されることとなります。
REIT投信の表記の確認	現在、REITを運用対象とするファンドは、目論見書表紙に、「追加型証券投資信託」と表記されています。新分類では、国際REIT投信は「追加型投信・内外・不動産投信」という表記になるのでしょうか。	組み入れるREITが日本を含む場合は「追加型投信・内外・不動産投信」、含まない場合は「追加型投信・海外・不動産投信」に分類されます。
分類の体系パターンの確認	今回の見直しで、基本的には、以下の4つの小分類の組み合わせで商品分類が構成されると認識しています。(インデックス型や特殊型を除く) ①単位型投信、追加型投信 ②国内・国外・内外 ③株式・債券・不動産投信・その他資産・資産複合 ④インデックス型・特殊型・左記以外 組み合わせとしては、最大 $2 \times 3 \times 5 \times 3 = 90$ パターン が考えられます。この考え方に問題ありませんでしょうか？	形式的にはお考えの通り90パターンとなりますが、③のその他資産や資産複合、④の左記以外については種々なものが分類されることが想定され、一概にパターン数のみで特徴をつかむことはできないと考えられます。
<b>II. 目論見書等の表紙へ補足として使用する商品分類</b>		
II. 目論見書等の表紙へ補足として使用する商品分類	「I. の4. 独立した区分」との違いが不明。おそらく、規則や法令で商品性を定義されているものを「4. 独立した区分」としたと思われるが、同じ表紙に表示しなければならないのであれば、II という大項目にする必要があるのか。どうしても「4. 独立した区分」と区別したいのであれば、I. の5. で指定するべきではないか。	4の独立した区分に該当している「MMF、MRF、ETF」については法令あるいは協会規則によって運用対象が定められているファンドであり、IIの目論見書等の表紙へ補足として使用する商品分類に該当する「インデックス型、特殊型」については規則によって決められてはいないものの、インデックス型についてはある一定のカテゴリをなすものであり、特殊型については投資家に注意喚起を促す必要のあるファンドであるため、該当する場合には表紙に記載することと分類されました。
<b>III. 商品の属性区分</b>		
冒頭規定	「目論見書等の本文の商品説明において、(中略)説明をするよう努めるものとし(後略)」とありますが、属性の記載場所・記載方法が各社で異なると、却って投資家に混乱が生じることとなりかねません。投資家が、比較し易いよう、属性の記載場所・記載方法に何かルールを設けるべきと考えます。	
冒頭規定	説明に、「～説明をするよう努めるものとする」とあります。これは、目論見書にできるだけ表記したほうがいいが、しなくてもいいという意味合いのものでしょうか。これらの情報は商品説明上、必須の説明項目だと思います。	ご意見を踏まえ、ファンド間の比較や全体の体系を把握しやすくなるよう、目論見書の一箇所に掲載することとしました。 なお、属性区分の定義の取扱いについては、商品説明に用いた属性の定義を目論見書に記載することとし、使用していない分類はホームページを閲覧していただくことができるよう措置し、分かりやすい目論見書となるよう手当てしました。(※)
冒頭規定	属性区分および定義を掲載して説明をすることが求められておりますが、定義を文章にして記載するとなると受益者にとっても読みにくく、本来の判りやすさを表現する主旨とは離れてしまう恐れがあります。一方で「IV. 商品分類を記載するに当たっての注意事項」によると、商品分類(Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの⑧)の記載にあたっては協会HPを参照できる旨の記載が定義されておりますので、属性区分の定義についても同様の扱いを指針に盛り込むことをご検討頂けないでしょうか。また属性区分の記載様式や掲載場所に一定のルールを設けて頂ければ、受益者にとってもファンド間で比較がし易くなり、投資信託の理解向上に資すると思えます。	
1. 投資対象資産による属性区分の「なお書き」	「(前略) I. の定義に基づく表紙における記載との差異に言及するよう努めるものとする。」とありますが、日経平均内包型の仕組債に投資するファンドでは、表紙と差異が生じてしまいます。言及したとしても、投資家に混乱が生じてしまう恐れがあるので、別の手当てが必要と考えます。	表紙に記載する収益の源泉である投資対象資産、属性区分としての投資対象資産、それぞれについて一覧表形式で表示することとし、該当する分類及び属性区分の定義について目論見書に記載することとしました。さらにそれらの内容は本文中で詳しく説明いたしますので、混乱は避けられるものと考えます。

項目	ご意見	回答
1. 投資対象資産による区分 (2) 債券 ⑤格付等クレジットによる属性	⑤格付等クレジットによる属性に、「高格付債」「低格付債」等を併記することも可 とあるが、貴協会内で「高格付債」「低格付債」の明確な定義があればそれも付記することが望ましい。(委託会社それぞれの判断では混乱)	格付機関による格付けが種々であることを踏まえると、明確な定義付けは難しいと考えます。
2. 決算頻度による属性区分 ④年6回(隔月)	④年6回(隔月)という表示を「年6回(奇数月)」と「年6回(偶数月)」に分けて表示する。	決算頻度については、決算の頻度のみを記載することとしており、年6回分類のみ詳細に区分することはかえって分かりにくくなるのが懸念されたため、奇数月・偶数月の分けはしないこととして整理いたします。
3. 分配による属性区分	本文中には、分配については「分配方針」で記述されているので、入れる必要はないのではないかと。追加型で当初元本を大幅に上回っていても何年も分配しないファンドでも分類では「分配」となると思われるが、別途「分配」という分類を入れれば投資家はより分配するものと誤解するのではないかと。そもそも追加型で分配可能原資があるにもかかわらず、委託会社の判断で長年分配しないことは税法上問題ないかと。	「無分配」は追加型には想定できないため、受益者の誤解を避けるためにも記載はしないことといたします。
4. 投資対象地域による属性区分	投資対象地域は表紙に載せるべきではないでしょうか。	投資対象地域については、「国内、海外、内外」の大きな括りを表紙に記載し、具体的な地域については目論見書本文中で確認していただくほうがよいとして整理しています。
8. 特殊型 ③ロング・ショート型/絶対収益追求型	当該分類は、ロング・ショート戦略による運用を行うファンドのみ対象と考えてよいかと。もし、違う戦略も含まれるのであれば、当該分類名は変更すべきではないかと。	ロング・ショート型と絶対収益追求型は並列の扱いであるため、絶対収益追求型も含みます。なお、/となっているのは該当する名称を使うということの意味としています。
新属性区分の追加	その他に、商品の属性区分として加えていただけると良いと思われるものを下記に挙げます。 ・ベンチマーク ・確定拠出年金専用/適用ファンド ・SMA口座/ラップ口座 専用ファンド	目論見書等に記載する分類項目としてはいませんが、統計分類上の属性としては今後検討いたします。
<b>IV. 商品分類を記載するに当たっての注意事項</b>		
本文	商品分類の体系がわかるよう商品分類及びその定義を目論見書に記載するものとする。なお、目論見書などへの記載に換えて当協会ホームページアドレス等を記載する等投資者の利便性に資する方法を記載しても差し支えないものとする とあるが、目論見書はそもそも投資者に分かりやすいことが基本であり、目論見書に記載せずに貴協会のホームページを見に行くのは甚だ不親切である。	上記※参照
<b>○ その他</b>		
全般  例示に基づく表記方法等の確認	<p>全体的に、商品属性が分かりやすくなったと思います。しかし、いくつかの属性では、判断が難しいものがあるように思います。下記に&lt;例1～5&gt;を挙げます。</p> <p>&lt;例1&gt; 「主たる～」「主として～」の定義は何でしょうか？</p> <p>&lt;例2&gt; ・「債券をわずかに(5%程度)含むファンド」、 ・「REITを5%上限として組入れ可能とする好配当株式ファンド」 〔例〕ダイワ日本好配当株ファンド(大和投信) ・「株式+キャッシュのファンド」 〔例〕三井住友・日本株Newバリューオープン(三井住友) ・「株式+通貨のファンド」 等はどのように考えますか？</p> <p>&lt;例3&gt; ・グローバル型の定義 ・アジア・オセアニアにまたがって投資するファンド 〔例〕住信アジアオセアニア配当利回り株オープン(住信AM) ・先進国とエマージング国の両方にまたがって投資するファンド 〔例〕MSワールド・ワイド・ハイ・インカム(モルガンS) 等の判断はどのように考えますか？</p> <p>&lt;例4&gt; 「適宜ヘッジするファンド」(＝市場動向によってはヘッジする)はどのように考えますか？グローバル・ソブリン・オープン(国際投信)はこれに該当すると思います。</p> <p>&lt;例5&gt; 運用方針と現状との乖離はどのように考えますか？例えば、「日本を含むこともある」という方針で実際の運用では日本を含まないケース、上記を替適宜ヘッジにおいて実際の運用では為替ヘッジを行っていないケース等です。</p>	<p>運用資産及びその組み入れ比率は日々変動するものであり、厳密な数字を記載することはできませんが、50%程度が判断の際のおおよその目安になるものと思われる。</p> <p>&lt;例1&gt;を踏まえて各社において分類するものと考えます。</p> <p>投資対象地域による区分は重複使用が可能となっており、地域がまたがる場合にはすべての地域を併記することができます。</p> <p>約款上の「運用の基本方針」、目論見書の記載事項、運営実態等に即して、各社において区分(属性区分における各社の独自のファンド説明を含む。)を行うものと考えられます。</p> <p>約款上の「運用の基本方針」、目論見書の記載事項、運営実態等に即して、各社において区分(属性区分における各社の独自のファンド説明を含む。)を行うものと考えられます。</p>

項目	ご意見	回答
リスクの表示	商品特性とそのリスクは表裏一体のものであることから、各商品におけるリスクについても同様に整備して投資家に示すべきと考えます。	リスクの目論見書への掲載は投資者・受益者が商品選択をする上で大切なことであると認識していますが、リスクの種類は多岐にわたっているため、その程度を客観的に判断することは困難であると考えます。
税区分	税法上の区分は表示しないのか。 現在は、「株式投信」と「公社債投信」では税務上の取り扱いが異なり(収益分配金だけでなく、損益通算の取扱等)、表紙の商品分類を見れば直ちに判断がついた。 今回提示された「方針」において、税法上の区分は考慮されているのか。あるいは考慮していないのか。 (「目論見書の本文に記載されている」と言われればそれまでだが)	本理事会決議とは別に「目論見書の作成に当たってのガイドライン」において、課税上の取り扱いについて株式投資信託として取り扱われるのか、公社債投資信託として取り扱われるのかの区分を目論見書の表紙又は裏表紙に記載するよう手当てをしております。
税区分	販売広報部では、目論見書の表紙または裏表紙に税区分を明確にするため、「株式投資信託」と「公社債投資信託」を明記することが求められておりますが、いろんな形態の商品が運用されているので、それぞれ定義を明確にしていきたい。	税区分については税法上で明確に定義されております。
ファンドコード	今回の分類に伴い、投信協会殿のファンドコードにも変更が発生するのでしょうか。現在のコード体系では、先頭から3桁目及び4桁目の2桁分で、投信分類を示しています。今回、分類そのものが見直しとなるため、この2桁で示される分類コードは再定義されるものと思いますが、具体的な内容について教えてください。	新商品分類の適用により、ファンドコードを変更することはありません。 しかし、現在当協会では統計システムを変更を検討しており、その中でコード体系についても併せて検討する予定としております。
実施日 他	意見ではありませんが、最初に下記事項を確認させてください。 ①新商品分類への移行時期はいつ頃を予定していますか？今後の移行に伴う一連のスケジュールが定まりましたら、早めに告知していただければ幸いです。 ②既設定ファンド(運用中のファンド)や償還ファンドにも新商品分類が割り当てられるのでしょうか？ ③新商品分類では、「株式投信」「公社債投信」という区別が無くなる、という認識で合っていますか？ 例えば、現商品分類では、S-FUND A～C号(三菱UFJ投信)は株式投信、メロディA～C号(三菱UFJ投信)は公社債投信となっています。	①新分類の適用については、一般投資家への影響度も大きいことから相当の周知期間をおいてから実施することが適当と考えています。 ②既存ファンドについては分類が変更されることから、販売会社への事前連絡も必要と考えており、経過期間を設けて適用する予定です。なお、本分類は一般投資家がファンドを選択する際のの一助とするためのものであるため償還ファンドについて分類する予定はありません。 ③新商品分類は投資者・受益者にとって分かりやすいものであることをその趣旨としており、分類の項目からはなくなりますが、統計上の用語としては引き続き存続しますし、税の取扱いが変更されるものでもありません。
実施日	具体的なスケジュールを明確にして欲しい。 パブリックコメント受付後の正式な導入日程について教えて欲しい。	パブリックコメントにおいて提案された内容については再度検討し、その後相当の周知期間をおいた上で実施に移していきたいと考えています。
旧分類の取扱い	新分類の適用後は、現在の協会分類はなくなるのでしょうか。すでに設定されているファンドについてはどのように対応されるのでしょうか。新分類への付け替えが行われるのでしょうか。	経過期間中は現在の分類も並存する必要があると考えられますが、将来的には新分類に統一していく予定です。 既存ファンドについては相当の経過期間中に新分類を適用していくことを考えています。
ホームページ上の取扱い	上記新分類適用後の旧分類にも関連しますが、貴協会HPに「商品分類別」ファンド一覧表のコーナーがあります。こちらは新分類による表示に切り替わるのでしょうか？	既存ファンドについては相当の経過期間中に新分類を適用していくことを考えていますが、その間は現在の分類も併せ表示する必要があると考えられます。また将来的には新分類に統一していく予定です。
新商品の区分の追加	金融商品取引法の制定により、新たな有価証券が定義され、今後も投資対象が拡大していくものと考えられます。新しい区分の商品が組成された場合、未分類やその他として処理されるのではなく、都度協会に相談することにより、新しい区分を作成していただきたい。	投資家にとって分かりやすい分類であるため、一定のカテゴリーをなすものとして認識される場合には適宜見直しを図っていききたいと考えています。